**一般社団法人　成年後見ネットワーク倉吉**

**１　所在地**

**〒.682－0816　　鳥取県倉吉市駄経寺町二丁目15番地１**

**Tel：0858－22－8900　　　Fax：0858－22－8901**

**E-mail：**[**kouken-kurayoshi@major.ocn.ne.jp**](mailto:kouken-kurayoshi@major.ocn.ne.jp)

**２　設立の経緯と活動内容**

* 1. **Ｈ18・7・27　　成年後見ネットワーク倉吉（任意の団体）設立**

**弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職で構成（会員約40名）。Ｈ21・6・1、一般社団法人化し鳥取県中部地区（人口約10万）における成年後見制度の相談・申立支援・法人の受任、虐待防止等の権利擁護に関わる相談支援活動を開始した。**

* 1. **Ｈ25・4・１　中部成年後見支援センター・ミットレーベン（「共に生きる」）設置**

**県の補助金及び中部地区1市4町からの委託料を主たる財源に、法人内に中部成年後見支援センターを設置し、相談、啓発研修事業を初め、財産や収入が乏しいために成年後見等審判申立費用や報酬費用等の全部又は一部を負担することが困難な者及び被虐待者等で支援が著しく困難な者を対象に法人後見活動を展開。**

* 1. **令和2・4・1　成年後見制度利用促進計画に係る中核機関を1市4町と合同設置。事務局は一次相談支援は各市町担当課に、二次相談支援（中部地区全体）は中部成年後見センターに設置。当法人は広域で共通して取り組む事項への対応、市町への専門的支援と市町間調整等の役割を果たしている。**

**３　運営体制**

**（法人）理事6名…弁護士2、司法書士2（1名は法人事務局担当）、社会福祉士2**

**代表理事2人制、うち1名はミットレーベン所長（社会福祉士）**

**（中部成年後見支援センター）5名…所長、相談支援員3（社会福祉士）、**

**事務職員（非常勤）**

**４　現状と課題**

1. **令和6年12月末時点での受任件数は47件（後見25保佐15、補助7）。困難事案が対象であり、受任の上限を45件としてきたが、現在47件を受任しており、近く他の受任団体等との調整（後見人等の交代）を進めて行くこととしている。なお、受任事案の特徴としては保佐・補助類型や若年障がい者の比率が高い。**
2. **中核機関は中部地区管内の１市4町の行政機関と当法人とで共同設置。中核機関でもある市町が一次的な総合相談支援（支援方針検討会議及び後見制度を活用する場合は受任候補者の選任まで）の役割を、当法人が二次的な専門的支援機関として一次的相談支援機関を支援する体制を構築してきた。また、相互連携のもと中核機関が果たすべき役割が円滑に遂行できるように「中核機関連絡調整会議」を設置（H27・11～）して議論をしている。なお、市行政については一次支援の担当業務が過多になったため、今年から業務の一部を委託先の市内5か所の地域包括支援センターへ移す予定である。さらに、親族後見人や市民後見人への支援、苦情相談への対応などは今後の課題であり、家裁と連携して取り組んでいる。**
3. **中核機関が果たすべき役割である法人後見の受け皿の拡大や市民後見利用推進へ向けた取り組みについては、当法人の全面的な支援により、昨年度中に中部地区の全市町社協が法人後見に取組むことになったが、現状は、財源と人材の問題で受任件数はかなり制限されている。また、倉吉市が社協に委託している市民後見養成事業は８年目となり、研修終了後は市社協と複数で後見活動を行ってきたが、社協業務の負担の軽減、及び市民後見人の自主性促進の観点から、家裁と協議をする中で、市民後見人が単独で受任（複数後見から社協が辞任）できるようになった。**
4. **従前設置の中部地区の行政、社協、後見受任団体等で組織する『高齢者・障がい者等権利擁護支援ネットワーク会議』を中部地区全体の広域連携ネットワーク協議会として位置づけ、引き続き権利擁護支援体制の構築や課題解決へ向けた取り組みを行っている。**
5. **受任件数の増加に伴い、安定した運営財源の確保が大きな課題であった。中核機関を引き受けたことに伴う事務量の増加や近年の物価高に伴う人件費の目減りに対応するため、1市4町からの委託費の増額要求をしてきたが、今年度増額となった。さらに、令和7年度へ向けて県補助金の増額要求を行ってきたところである。**

**（６）県内（人口約53万人）には、行政区域毎に、東部・西部にも当法人と同様のセ**

**ンターが設立されている。三センターが連絡調整会議を介して、それぞれの法人が地域の特性に応じた独自の活動を進めるとともに、県全体を視野に入れた新たな制度や仕組み作り、課題解決に向けた取り組みを行っている。なお、今年度、県の主催により新たに鳥取県成年後見制度利用促進業議会が設置された。**

1. **平成21年の法人化にあっては、成年後見制度の利用促進のみならず、鳥取県**

**中部地区において、広く権利擁護支援センターとしての役割を果たすことを目的としていた。国の第二期計画にも掲げられているとおり、成年後見制度の利用促進に当たっては意思決定支援（個人の尊厳と権利擁護）及び身上保護に力点を置いた実践活動に努めるとともに、身寄りがない人の支援や児童の権利擁護など、地域共生社会の実現に向けた成年後見制度以外の権利擁護支援活動にも取り組んで行きたい。**